

## 東日本大震災に関する第21期の日本学術会議の対応

H23.3.18 「東北・関東大震災とその後の原子力発電所事故について」  
(日本学術会議幹事会声明)

3.18 日本学術会議緊急集会「今、われわれにできることは何か？」

3.23 「東日本大震災対策委員会」設置  
委員会において、緊急提言・見解等を公表

- 第1次(3. 25)
- 第2次(4. 4) 「福島第一原子力発電所事故後の放射線量調査の必要性について」
- 第3次(4. 5) 「東日本大震災被災者支援・被災地域復興のために」
- 第4次(4. 5) 「震災廃棄物対策と環境影響防止に関する緊急提言」
- 第5次(4. 13) 「福島第一原子力発電所事故対策等へのロボット技術の活用について」
- 第6次(4. 15) 「救済・支援・復興に男女共同参画の視点を」
- 第7次(8. 3) 「広範囲にわたる放射性物質の挙動の科学的調査と解明について」

### 分科会を設置し、審議

- 被災地域の震災復興グランド・デザイン分科会
  - ・提言(6. 8) 「東日本大震災被災地域の復興に向けてー復興の目標と7つの原則ー」
  - ・第2次提言(9. 30)

- エネルギー政策の選択肢分科会
  - ・提言(6. 24)  
「日本の未来のエネルギー政策の選択に向けてー電力供給源に係る6つのシナリオ」
  - ・報告(9. 22) 「エネルギー政策の選択肢に係る調査報告書」

5. 2 日本学術会議から海外アカデミーへの現状報告

6.17 「放射線防護の対策を正しく理解するために」(会長談話)

7. 1 日本学術会議緊急講演会「放射線を正しく恐れる」

9. 1 「東日本大震災に係る学術調査検討委員会」設置

9.21 提言「東日本大震災復興における就業支援と産業再生支援」

9.22 「東日本大震災からの復興と日本学術会議の責務」  
(日本学術会議幹事会声明)

9.27 提言「東日本大震災とその後の原発事故の影響から  
子どもを守るために」

9.30 提言「東日本大震災から新時代の水産業の復興へ」

## 東日本大震災に関する第22期の日本学術会議の対応

### 「東日本大震災復興支援委員会」設置(H23.10.5)

「災害に強いまちづくり」、「産業振興・就業支援」、「放射能対策」に関わる3つの分科会を設置(H23.11.16)し、審議。日本学術会議として、現地調査を実施。

3つの分科会の提言と、委員会が直接審議した「災害廃棄物の広域処理のあり方」を含めた総括的な提言「学術からの提言 ―今、復興の力強い歩みを―」をとりまとめ、野田内閣総理大臣に手交(H24.4.10)。

#### ○東日本大震災復興支援委員会

- ・提言(H24.4.9)「学術からの提言 ―今、復興の力強い歩みを―」
- ・提言(H24.4.9)「災害廃棄物の広域処理のあり方について」

#### ○災害に強いまちづくり分科会

- ・提言(H24.4.9)「二度と津波犠牲者を出さないまちづくり ―東北の自然を生かした復興を世界に発信―」

#### ○産業振興・就業支援分科会

- ・提言(H24.4.9)「被災地の求職者支援と復興法人創設 ―被災者に寄り添う産業振興・就業支援を―」

#### ○放射能対策分科会

- ・提言(H24.4.9)「放射能対策の新たな一歩を踏み出すために ―事実の科学的探索に基づく行動を―」

新たに「災害に対するレジリエンスの構築」、「エネルギー供給問題」、「福島復興支援」に関わる3つの分科会を設置(H24.6.22)。さらに東京電力福島第一原子力発電所の汚染水問題に関する分科会を設置(H25.9.24)し、7つの分科会で審議継続。

- ・災害に強いまちづくり分科会
- ・産業振興・就業支援分科会
- ・放射能対策分科会
- ・災害に対するレジリエンスの構築分科会
- ・エネルギー供給問題検討分科会
- ・福島復興支援分科会
- ・汚染水問題対応検討分科会

### 「東日本大震災に係る学術調査検討委員会」設置(H23.9.1)

文部科学省からの依頼により、東日本大震災における学術調査の動向、内容等について把握し、その結果について審議。

- ・提言(H25.3.28)「東日本大震災に係る学術調査 ―課題と今後について―」

### 公開シンポジウム H25.10末までに関連した公開シンポジウム等を53回開催。

(主なシンポジウム)

- H23.11.26 「東京電力福島原子力発電所事故への科学者の役割と責任について」
- H23.12.6他 「巨大災害から生命と国土を護る ―二十四学会からの発信―」(第1回～第7回)
- H24.7.3 「今、復興の力強い歩みを―災後のエネルギー政策・産業復興を考える」
- H24.8.31 「原発事故調査で明らかになったこと―学術の役割と課題―」
- H24.10.10 「原子力発電所事故の教訓・過酷事故発生時の世界の科学アカデミーの役割」
- H24.11.29 「巨大災害から生命と国土を護る ―三十学会からの発信―」
- H25.2.25他 「放射線健康リスク管理福島国際学術会議」
- H25.7.31 「持続可能社会における国土・地域の再生戦略」
- H25.10.9-10 「巨大複合災害(地震・津波・原子力発電所事故)―影響波及と対策、及び将来に向けての政策選択」(国際シンポジウム)

# 東日本大震災及び原子力の安全・利用に関連する委員会等

平成25年9月24日

番号	親委員会	分科会(又は小委員会)
1	東日本大震災復興支援委員会	
2	東日本大震災復興支援委員会	災害に強いまちづくり分科会
3	東日本大震災復興支援委員会	産業振興・就業支援分科会
4	東日本大震災復興支援委員会	放射能対策分科会
5	東日本大震災復興支援委員会	災害に対するレジリエンスの構築分科会
6	東日本大震災復興支援委員会	福島復興支援分科会
7	東日本大震災復興支援委員会	エネルギー供給問題検討分科会
8	東日本大震災復興支援委員会	汚染水問題対応検討分科会
9	原子力利用の将来像についての検討員会	
10	原子力利用の将来像についての検討員会	原子力学の将来検討分科会
11	原子力利用の将来像についての検討員会	原子力発電の将来検討分科会
12	東日本大震災に係る学術調査検討委員会	
13	第一部 福島原発災害後の科学と社会のあり方を問う分科会	
14	哲学委員会	共生と対話の人文学分科会
15	心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同	子どもの成育環境分科会
16	社会学委員会	東日本大震災の被害構造と日本社会の再建の道を探る分科会
17	史学委員会	歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会
18	法学委員会	「大震災後の安全安心な社会構築と法」分科会
19	経営学委員会	「リスクを科学する」分科会
20	基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会合同	植物科学分科会
21	基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同	海洋生物学分科会
22	農学委員会・食料科学委員会・健康・生活科学委員会合同	食の安全分科会
23	農学委員会	林学分科会
24	農学委員会	土壌科学分科会
25	農学委員会・食料科学委員会・健康・生活科学委員会合同	東日本大震災に係る食料問題分科会
26	食料科学委員会	水産学分科会
27	食料科学委員会	畜産学分科会
28	食料科学委員会	獣医学分科会
29	基礎医学委員会・総合工学委員会合同	放射線・放射能の利用に伴う課題検討分科会
30	基礎医学委員会・総合工学委員会合同	放射線・放射能の利用に伴う課題検討分科会 原子炉のあり方検討小委員会
31	臨床医学委員会	放射線・臨床検査分科会
32	臨床医学委員会	放射線防護・リスクマネジメント分科会
33	基礎医学委員会・健康・生活科学委員会合同	パブリックヘルス科学分科会
34	健康・生活科学委員会・環境学委員会合同	環境リスク分科会
35	歯学委員会	
36	環境学委員会	環境思想・環境教育分科会 3.11以降の環境教育検討小委員会
37	統合生物学委員会・環境学委員会合同	自然環境保全再生分科会
38	物理学委員会	素粒子物理学・原子核物理学分科会
39	情報学委員会	ITメディア社会基盤・震災時メディアアーカイブ分科会
40	情報学委員会	安全・安心社会と情報技術分科会
41	総合工学委員会・土木工学・建築学委員会合同	WFEO分科会 地震災害リスクマネジメント小委員
42	総合工学委員会	エネルギーと科学技術に関する分科会
43	総合工学委員会・機械工学委員会合同	工学システムに関する安全・安心・リスク検討分科会
44	総合工学委員会	原子力事故対応分科会
45	総合工学委員会	原子力事故対応分科会 原発事故による環境汚染調査に関する小委員会
46	機械工学委員会	機械工学分野東日本大震災対応検討分科会
47	土木工学・建築学委員会	国土と環境分科会
48	土木工学・建築学委員会	大規模地震災害総合対策分科会
49	土木工学・建築学委員会	大規模地震災害総合対策分科会 政策検討小委員会
50	土木工学・建築学委員会	低炭素建築・都市マネジメント分科会

## 「東日本大震災」ならびに「原子力発電所事故」関連の

### 日本学術会議における提言一覧

2011 年

- 2011.9.30 ○食料科学委員会水産学分科会
- ・提言「東日本大震災から新時代の水産業の復興へ」
- 東日本大震災対策委員会 被災地域の復興グランド・デザイン分科会
- ・提言「東日本大震災被災地域の復興に向けてー復興の目標と7つの原則（第二次提言）ー」

2012 年

- 2012.4.9 ○東日本大震災復興支援委員会
- ・提言「学術からの提言ー今、復興の力強い歩みをー」
  - ・提言「災害廃棄物の広域処理のあり方について」
- 東日本大震災復興支援委員会災害に強いまちづくり分科会
- ・提言「二度と津波犠牲者を出さないまちづくりー東北の自然を生かした復興を世界に発信ー」
- 東日本大震災復興支援委員会産業振興・就業支援分科会
- ・提言「被災地の求職者支援と復興法人創設ー被災者に寄り添う産業振興・就業支援をー」
- 東日本大震災復興支援委員会放射能対策分科会
- ・提言「放射能対策の新たな一步を踏み出すためにー事実の科学的探索に基づく行動をー」
- 2012.9.11 ○日本学術会議
- ・回答「高レベル放射性廃棄物の処分について」
- 2012.12.5 ○環境学委員会環境政策・環境計画分科会
- ・提言「「ひと」と「コミュニティ」の力を生かした復興まちづくりのプラットフォーム形成の緊急提言」
  - ・提言「いのちを育む安全な沿岸域形成の早期実現に向けた災害廃棄物施策・多重防御施策・生物多様性施策の統合化の緊急提言」

2013 年

- 2013.3.28 ○東日本大震災に係る学術調査検討委員会
- ・提言「東日本大震災に係る学術調査ー課題と今後についてー」

## 国連「健康に対する権利」特別報告者

### アナンド・グローバー氏の日本政府に対する勧告(グローバー勧告)

2013年5月国連人権理事会

#### 1 原発事故の初期対応の策定と実施(76項)

- (a) 原発事故の初期対応計画を確立し不断に見直すこと。  
事故対応について、指揮命令系統を明確化し、避難地域と避難場所を特定し、脆弱な立場にある人を助けるガイドラインを策定すること
- (b) 原発事故の影響を受ける危険性のある地域の住民との間で、事故対応やとるべき措置を含む災害対応について協議すること
- (c) 原子力災害後可及的速やかに、関連する情報を公開すること
- (d) 原発事故前、また事故後できるだけ早く、ヨウ素剤を配布すること
- (e) どの地域が影響を受けるかについて情報収集し、普及するために、SPEEDIのような技術を早期にかつ効果的に提供すること

#### 2 原発事故の影響を受けた人々に対する健康調査(77項)

- (a) 全般的・包括的な検査方法を長期間実施するとともに、必要な場合は適切な処置・治療を行うことを通じて、放射能の健康影響を継続的にモニタリングすること
- (b) 1mSv以上の地域に居住する人々に対し、健康管理調査を実施すること
- (c) すべての健康管理調査を多くの人々が受け、調査の回答率を高めるようにすること
- (d) 「基本調査」には、個人の健康状態に関する情報と、被ばく健康影響を悪化させる要素を含めて調査がされるようにすること
- (e) 子どもの健康調査は甲状腺検査に限らず実施し、血液・尿検査を含むすべての健康影響に関する調査に拡大すること
- (f) 甲状腺検査のフォローアップと二次検査を、親や子が希望するすべてのケースで実施すること
- (g) 個人情報保護しつつも、子どもと親が検査結果に容易にアクセスできるようにすること
- (h) ホールボディカウンターによる内部被ばく検査については、対象を限定せず、住民、避難者、福島県外の住民など、影響を受けるすべての人口に対して実施すること
- (i) 避難している住民、特に高齢者、子ども、女性に対して、心理的ケアを受けることのできる施設、避難先でのサービスや必要品の提供を確保すること
- (j) 原発労働者に対し、健康影響調査を実施し、必要な治療を行うこと

#### 3 放射線量に関連する政策・情報提供(78項)

- (a) 避難地域・公衆の被ばく限度に関する国としての計画を、科学的な証拠に基づき、リスク対経済効果の立場ではなく、人権に基礎をおいて策定し、公衆の被ばくを年間1mSv以下に低減するようにすること

- (b) 放射線の危険性と、子どもは被ばくに対して特に脆弱な立場にある事実について、学校教材などで正確な情報を提供すること
- (c) 放射線量のレベルについて、独立した有効性の高いデータを取り入れ、そのなかには住民による独自の測定結果も取り入れること

#### **4 除染(79 項)**

- (a) 年間 1mSv 以下の放射線レベルに下げよう、時間目標を明確に定めた計画を早急に策定すること
- (b) 汚染土などの貯蔵場所については、明確にマーキングをすること
- (c) 安全で適切な中間・最終処分施設の設置を住民参加の議論により決めること

#### **5 規制の枠組みのなかでの透明性と説明責任の確保(80 項)**

- (a) 原子力規制行政および原発の運営において、国際的に合意された基準やガイドラインに遵守するよう求めること
- (b) 原子力規制庁の委員と原子力産業の関連に関する情報を公開すること
- (c) 原子力規制庁が集めた、国内および国際的な安全基準・ガイドラインに基づく規制と原発運営側による遵守に関する、原子力規制庁が集めた情報について、独立したモニタリングが出来るように公開すること
- (d) 原発災害による損害について、東京電力などが責任をとることを確保し、かつその賠償・復興に関わる法的責任のつけを納税者が支払うことがないようにすること

#### **6 補償や救済措置(81 項)**

- (a) 「子ども被災者支援法」の基本計画を、影響を受けた住民の参加を確保して策定すること
- (b) 復興と人々の生活再建のためのコストを支援のパッケージに含めること
- (c) 原発事故と被ばくの影響により生じた可能性のある健康影響について、無料の健康診断と治療を提供すること
- (d) これ以上遅れることなく、東京電力に対する損害賠償請求が解決するようにすること

#### **7 参加(82 項)**

特別報告者は、原発の稼働、避難地域の指定、放射線量限界、健康調査、補償を含む原子力エネルギー政策と原子力規制の枠組みに関するすべての側面の意思決定プロセスに、住民参加、特に脆弱な立場のグループが参加するよう、日本政府に求める。